

第 7 章

その他の法令上の制限

「法令上の制限」のメインは 6 章までの内容ですが、稀にそれ以外の法律も出題されます。ただ、深い内容までは問われませんので、ここで書かれている内容だけ抑えておくようにしましょう。深追いは時間の無駄です。

1 許可が必要な場合

その他の法令上の制限で良く問われるのは、各法律において、一定の行為・工事を行う場合、「誰の許可が必要か」ということです。以下、まとめてあります。例外をしっかりと押さえてください。

【その他の法令で一定の行為を行う場合、誰の許可が必要か】

原則：都道府県知事の許可

例外：以下の通り

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ・ 自然公園法：国立公園の特別地域内の工作物の新築等 | ⇒ 環境大臣の許可 |
| ・ 文化財保護法：重要文化財・国宝などの現状変更工事 | ⇒ 文化庁長官の許可 |
| ・ 生産緑地法：生産緑地地域内の建築物の新築等 | ⇒ 市町村長の許可 |
| ・ 道路法：道路予定地における工作物の新築等 | ⇒ 道路管理者の許可 |
| ・ 河川法：河川区域内の工作物の新築や土砂の採取 | ⇒ 河川管理者の許可 |
| ・ 海岸法：港湾区域内の水域または公共空地での土砂の採取 | ⇒ 港湾管理者の許可 |
| ・ 景観法：景観計画区域内での建物の新築など | ⇒ 景観行政団体の長への届出 |

- ・ 国立公園は「国立」なので、知事の管轄外です。
- ・ 文化財も、「文化庁」という専門の部署がありますから、そこで管理されます。
- ・ 道路、河川、海岸は都道府県をまたぐことが多いので、〇〇管理者の許可が必要です。

1 届出が必要な場合

次の場合は、知事への届出が必要になるケースです。

【知事への届出が必要な場合】

- ・ 土壌汚染対策法 土地の掘削その他の土地の形質を変更するとき(非常災害の応急措置は除く)
- ・ 都市緑地法 緑地保全地域内の建築物等の新築、宅地造成、木竹の伐採をするとき
(特別緑地保全地区内でこれらの行為をする場合は、知事の許可が必要)
- ・ 自然公園法 国立公園の普通地域で工作物の新築等をするとき
(特別保護地区や特別地域内では、知事の許可が必要)